

令和3年2月24日

教育委員会第2回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第2回定例会記録

◇開会年月日 令和3年2月24日（水曜日） 午後 5時00分開会

午後 7時00分閉会

◇開催の場所 本庁舎4階 庁議室

◇出席委員等 5名

教 育 長	境 直彦 君	委 員 (教育長職務代理者)	阿 部 邦 英 君
委 員	今 井 多貴子 君	委 員	遠 藤 俊 子 君
委 員	杉 山 昌 行 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	及 川 伸 一 君	事 務 局 次 長	佐 藤 由 美 君
事 務 局 次 長 (教 育 改 革 担 当)	稲 井 浩 樹 君	教 育 総 務 課 長	石 井 透 公 君
学 校 教 育 課 長	山 内 芳 明 君	学 校 安 全 推 進 課 長 補 佐	杉 浦 裕 君
学 校 管 理 課 長	今 野 順 子 君	生 涯 学 習 課 長	橋 本 泰 仁 君
複 合 文 化 施 設 開 設 準 備 室 長	千 葉 正 喜 君	体 育 振 興 課 長	阿 部 洋 君
石 巻 中 央 公 民 館 長	保 原 恵 美 子 君	図 書 館 長	武 山 雄 子 君
雄 勝 公 民 館 長	及 川 剛 君	桃 生 公 民 館 長	須 藤 智 之 君

◇書 記

教 育 総 務 課 長 補 佐	阿 部 潤 君	教 育 総 務 課 主 査	三 浦 麻 里 子 君
教 育 総 務 課 主 任	久 光 雄 介 君		

◇付議事件

一般事務報告

- ・教育長報告
- ・令和3年度学校給食費について
- ・交通事故の和解及び損害賠償額の決定について
- ・交通事故の和解及び損害賠償額の決定について

報告事項

報告第2号 専決処分の報告について

- 専決第1号 石巻文化センター条例を廃止する条例
- 専決第2号 石巻市雄勝B&G海洋センター条例を廃止する条例
- 専決第3号 石巻市民会館条例を廃止する条例
- 専決第4号 石巻市営運動場条例の一部を改正する条例
- 専決第5号 暴力団等の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 専決第6号 令和3年度石巻市一般会計予算
(教育委員会の事務に係る部分)
- 専決第7号 指定管理者の指定について
(石巻市雄勝体育施設)

報告第3号 専決処分の報告について

- 専決第8号 令和2年度石巻市一般会計補正予算(第10号)
(教育委員会の事務に係る部分)

審議事項

- 第5号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則
- 第6号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
- 第7号議案 石巻市学校施設整備保全計画について

その他

午後 5時00分開会

○教育長（境 直彦君） それでは、ただいまから令和3年第2回定例会を開会いたします。
本日の会議ですが、欠席委員はおりません。

会議録署名委員の指名

○教育長（境 直彦君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、遠藤委員にお願いいたします。
よろしく申し上げます。

教育長報告

○教育長（境 直彦君） それでは、本日の案件に入ります。
本日の案件は、一般事務報告が4件、報告事項の専決処分の報告が8件、審議事項が3件及びその他となっております。
それでは、一般事務報告に入ります。
始めに、私の方から報告を申し上げます。
別冊4を御覧いただきたいと思えます。
1ページをお開き願います。
始めに、新型コロナウイルス感染症対策関係について、先月の定例会後の経緯を報告いたします。
1月までの市内感染者は158人でした。2月は21日までで10人となっております。1月27日に開北小学校の児童関連施設がクラスターとなり、開北小学校の休業を2月1日まで延長しました。
2ページは、この中にありますとおり、開北小学校は2月2日から再開しております。その後、鎮静化しております。今月下旬は感染者が散発的に発生しております。この頃は高齢者に感染が見られる状況となっております。
以上がコロナウイルス関係の経過であります。
続いて、今月の各学校、幼稚園の状況ですが、学年末の時期になり、今年度コロナウイルス感染症防止のため、教育課程の編成からの実施状況では、現在のところ、履修を全て終えることになっております。

卒業式関係では、いずれも来賓や保護者を少なくして時間を短縮するなど、感染拡大防止策を取り実施する方向で進めております。桜坂高校は3月1日、中学校は主に6日土曜日に、小学校は主に19日金曜日に予定されております。委員の皆様には、退職予定の学校長に敬意を表し、出席していただく予定になっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、令和3年度から、小学校2年の35人学級が進められることになり、標準法が改正になりました。これに伴って、石巻市の小学校で該当する予定校は、釜小学校、貞山小学校、大街道小学校、中里小学校の4校となっております。その後の年度も、学年に応じて35人学級が進められますので、今の4校がそのまま小学校6年まで1学級増になっていく可能性がございます。

次に、市議会第1回定例会は予定どおり始まっており、3月17日までの会期予定であります。今後、専決処分等の報告で詳しく報告いたします。なお、審議経過は来月の定例会で御報告申し上げます。

以上で報告を終わります。

御質問等ございましたら、お願いします。

(「ありません」との声あり)

○教育長(境 直彦君) よろしいでしょうか。

令和3年度学校給食費について

○教育長(境 直彦君) なければ次に、令和3年度学校給食費について、学校管理課長からお願いいたします。

学校管理課長。

○学校管理課長(今野順子君) 令和3年度学校給食費について御説明させていただきます。

表紙番号2の一般事務報告資料を御覧ください。

令和3年度の学校給食費について、令和3年2月3日付けで、石巻市給食センター運営委員会により、現状維持としたい旨を諮問いたしましたところ、令和3年2月16日付けで答申を受け、据え置くことに決定いたしましたので報告いたします。

内容といたしましては、令和3年度の学校給食費を令和2年度同様、小学校が246円、中学校が293円、幼稚園が237円とするものです。

据置きとする理由でございますが、現行の学校給食費は、平成17年度の市町村合併の際に、当時最も低額であった旧石巻市の単価に統一し、その後、平成26年度に消費税率引上げ分5%

から8%について改定を行い、現在の単価となっております。

これまで、食材費の値上がりについては、食材の購入方法や献立の内容を工夫するなどして対応してまいりましたが、定額の支出を要する主食（ごはんやパン）、牛乳の価格と令和元年度の消費税率改正の影響による食材調達価格の値上がりにより、副食（おかず）分に充てられる金額は年々減少している状況であり、献立内容の質の確保や児童・生徒の成長に必要な栄養価の維持も難しい状況となっております。

このため、保護者から徴収した給食費だけでは、これまでと同程度の副食を提供することが困難となり、副食に係る食材調達に市費を充当する状況が続いておりますが、保護者の経済的負担を考慮し、平成26年度以降は給食費単価を据え置いてまいりました。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る活動自粛等に伴い、景気が大きく低迷している状況にあることから、令和3年度学校給食費については、保護者の経済的負担を考慮し、現状維持とするものでございます。

次に、据え置くことでの影響等についてですが、備考の3点になります。

1つ目、消費税率改正による給食費への影響についてでございますが、令和元年に行われました消費税率改正では、給食の食材については軽減税率が適用されましたが、改正時と現在の食材調達価格を比較いたしますと、この表のように値上がりしております。

2つ目の現行単価に据え置くことへの対応についてですが、子供たちの成長に欠かせない栄養の確保において、通常の食品では取りにくい鉄分やカルシウム等は、現在も強化食品を使用して栄養確保に努めております。今後も、献立について、なお一層工夫を凝らし、栄養価の維持に努めてまいります。

3つ目の今後についてですが、令和3年度中に望ましい給食費単価の検討を行い、景気の動向を十分に踏まえながら、最適な改定時期を見極めてまいりたいと存じます。

以上です。

○教育長（境 直彦君） ただいまの報告に対して、御質問等はありませんでしょうか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） よろしいですか。

交通事故の和解及び損害賠償額の決定について

○教育長（境 直彦君） なければ、次に、交通事故の和解及び損害賠償額の決定についての報告を学校安全推進課長補佐からお願いします。

学校安全推進課長補佐。

○学校安全推進課長補佐（杉浦 裕君） それでは、交通事故の和解及び損害賠償額の決定について御報告申し上げます。

令和2年11月4日、午後3時20分頃、学校安全推進課職員が河北地区で東日本大震災に関わる行方不明児童の搜索業務を終え、石巻市役所へ帰庁途中、用足しのため、石巻市大森の場のファミリーマート河北店に駐車しようとしたところ、同じ駐車スペースに止めようと左側から走行してきた相手方軽自動車の運転席側前バンパーと、公用車の助手席側前バンパーとが接触した事故であります。この事故によるけが人はありませんでしたが、双方の車両のフロントバンパーが損傷いたしました。

警察による現場検証の結果、事故原因は運転者双方の前方不注意であることから、相手方との協議の結果、市側の過失割合を5割と認め、損害賠償額として市側が9万1,372円を相手方に支払い、相手方は修理代として7万8,947円を支払うこととなりましたが、各自負担額を相殺し、損害賠償として1万2,425円を相手方に支払うことで、令和3年1月12日に示談が成立いたしました。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ただいまの報告に対して、御質問等はありませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） よろしいですか。

交通事故の和解及び損害賠償額の決定について

○教育長（境 直彦君） なければ、次に、交通事故の和解及び損害賠償額の決定についての報告を教育総務課長からお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（石井透公君） 交通事故の和解及び損害賠償額の決定について御報告申し上げます。

本件は、令和2年石巻市教育委員会第11回定例会におきまして、交通事故の対物損害賠償の示談成立を報告いたしました件の、対人損害賠償につきまして示談の成立を報告するものでございます。

本件は、令和2年10月2日、午後1時13分頃、学校用務員が文書送達等の公務で本市教育委員会へ向かう途中、蛇田字塚寺の路上におきまして自転車と接触し、運転していた相手方が

転倒した交通事故でございます。

相手方は、転倒したことで擦り傷や打撲の軽傷を負い、医療機関を受診されましたことから、本件事故の対人損害賠償として、市は相手方に13万8,388円を支払うことで1月27日に示談が成立いたしました。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ただいまの報告に対しまして、御質問等はありませんか。

（「ありません」との声あり）

報告第2号 専決処分の報告について

専決第1号 石巻文化センター条例を廃止する条例

○教育長（境 直彦君） なければ、次に、報告事項に入ります。

報告第2号 専決処分の報告についての専決第1号 石巻文化センター条例を廃止する条例についての報告を受けたいと思います。

複合文化施設開設準備室長から説明をお願いします。

複合文化施設開設準備室長。

○複合文化施設開設準備室長（千葉正喜君） それでは、報告第2号 専決処分の報告についてのうち、専決第1号 石巻文化センター条例を廃止する条例について御説明を申し上げます。

本報告につきましては、令和3年石巻市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月2日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

本案は、東日本大震災により被災した石巻文化センターについて、設置条例の廃止に必要な一連の手続が終了したことから、条例を廃止するものでございます。

それでは、改正内容につきまして御説明いたします。

表紙番号1、定例会議案の4ページを御覧願います。

この施設に代わる社会教育施設といたしましては、整備を進めております複合文化施設につきまして、令和3年4月から供用を開始することとしております。

附則であります、この条例の施行期日を令和3年4月1日とするものでございます。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、御質疑はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） なければ、次に入ります。

専決第2号 石巻市雄勝B&G海洋センター条例を廃止する条例

○教育長（境 直彦君） 次に、報告第2号 専決処分の報告についての専決第2号 石巻市雄勝B&G海洋センター条例を廃止する条例についての報告を受けたいと思います。

雄勝公民館長から説明をお願いします。

雄勝公民館長。

○雄勝公民館長（及川 剛君） それでは、報告第2号 専決処分の報告についてのうち、専決第2号 石巻市雄勝B&G海洋センター条例を廃止する条例について御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和3年石巻市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月2日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

これらの施設に代わる社会体育施設として整備を進めてきました雄勝体育施設についての設置条例を始め必要な手続が終了したことから、条例を廃止するものでございます。

なお、これに代わります雄勝地区体育施設として雄勝体育館、雄勝多目的広場、それから艇庫については、令和3年4月より供用を開始するものであります。

附則であります、この条例の施行期日を令和3年4月1日とするものであります。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、御質疑等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） よろしいでしょうか。

専決第3号 石巻市民会館条例を廃止する条例

○教育長（境 直彦君） なければ、次に、報告第2号 専決処分の報告についての専決第3

号 石巻市民会館条例を廃止する条例についての報告を受けたいと思います。

複合文化施設開設準備室長から説明をお願いします。

複合文化施設開設準備室長。

○複合文化施設開設準備室長（千葉正喜君） それでは、報告第2号 専決処分の報告についてのうち、専決第3号 石巻市民会館条例を廃止する条例について御説明申し上げます。

表紙番号1、定例会議案の6ページを御覧願います。

本報告につきましては、令和3年石巻市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月2日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

本案は、東日本大震災により被災した石巻市民会館について、設置条例の廃止に必要な一連の手續が終了したことから、条例を廃止するものでございます。

この施設に代わる社会教育施設としましては、整備を進めてきた石巻市複合文化施設について、令和3年4月から供用を開始することとしております。

附則でございますが、この条例の施行期日を令和3年4月1日といたします。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、御質疑等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） よろしいですか。

（「はい」との声あり）

専決第4号 石巻市営運動場条例の一部を改正する条例

○教育長（境 直彦君） なければ、次に、報告第2号 専決処分の報告についての専決第4号 石巻市営運動場条例の一部を改正する条例についての報告を受けたいと思います。

体育振興課長から説明をお願いします。

体育振興課長。

○体育振興課長（阿部 洋君） それでは、報告第2号 専決処分の報告についてのうち、専決第4号 石巻市営運動場条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和3年石巻市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月2日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

本案は、東日本大震災により被災した石巻市民プール及び雄勝グラウンドについて、設置条例の廃止に必要な一連の手続が終了したことから、被災公共施設再建（廃止）方針に基づき、既存施設を廃止するため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして御説明いたしますので、表紙番号1、定例会議案の7ページ、併せまして、表紙番号3、新旧対照表の2ページから7ページを御覧願います。

始めに、第3条につきましては、表中、石巻市民プールの及び雄勝グラウンドの項を削除するものでございます。

次に、第8条第1項中、「別表第6」を「別表第3」に改め、第8条の別表によって、石巻市民プール使用料を規定する別表第2及び雄勝グラウンド使用料を規定する別表第5の削除に伴い、別表を整理するものでございます。

次に、附則でございますが、本条例を令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、御質疑等はございませんか。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） 設備等のところがよく分からないのですが、放送設備一式とスコアボードのところ、1日につき、それぞれ1,560円、2,140円とあり、備考に「1日に満たないときは、1日とみなす。」と書いてあることについて、上の入場料等のところにあるのは分かるのですが、ここにも「1日に満たないときは、1日とみなす。」と書くのはなぜなのか分からない。スコアボードは、試合している間中使うのだから、1回につきか1日につき2,140円だけの記載でいいのではないですか。何か必要があるためにあえて備考欄に書かれているのでしょうか。

○教育長（境 直彦君） 体育振興課長。

○体育振興課長（阿部 洋君） 推測になってしまい申し訳ありませんが、主にスコアボードと放送設備を使う場合というのは、大会で使われる場合でございます。練習のときは使用いた

しません。大会で、朝から、例えば日没まで使う場合もありますし、大会が進むと、1日が準決勝と決勝の3試合程度で終わる日もございます。ですので、とにかくその1日の中で使用する時間が半日でも1日でも、使用料は基本的には変わらないという意味合いで、このような表記の仕方をしているかと思えます。

例えば午前中に、あるチームが大会を開いて、午後からは別のチームが大会を開くという場合は、例えばスコアボードとすればそれぞれから2,140円頂きますが、同じ大会で1日使用しても、金額的には2,140円だという扱いなのです。確かに1回といえば1回ということなのですけれども……

○委員（今井多貴子君） そうですよ。

○体育振興課長（阿部 洋君） そうですね。昔からこのような表記のまま使用料を頂いているということでしたので、この部分について直してはいないです。確かにおっしゃるとおりでもあるのですが、この部分はそのままといいことにしておりました。

○委員（今井多貴子君） 文章的に何か引っかかりがありますよね。時間割にするのかと思ってしまうので、備考は必要がないような気がしたので、お伺いしてみました。

○体育振興課長（阿部 洋君） では、これからまた、こういった条例を直す際には、参考にさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○教育長（境 直彦君） 恐らく、半日しか使わないときに半額にしてほしいという意見もあるので、このようにあえて書いているということもあると思えます。

○委員（今井多貴子君） 半額にするのですか。

○教育長（境 直彦君） しません。それで、そのような意見を断るために書いてある可能性はあります。

○委員（今井多貴子君） 1日につきではなく、1回につきとするのは。

○教育長（境 直彦君） そうすると、2回使ったら倍になります。

○委員（今井多貴子君） ああ、1日のうちにといいことですね。

○教育長（境 直彦君） はい。3試合だと3回使うことになるというように試合数に応じてとなってしまうため1日単位で料金を定めているということです。半日であれば半日分がいいのかというと、そうではなくて、1日分頂きますよということで、これまで通ってきているのだと思えます。石巻野球場ですので、石巻市で一番古いところでそのような形で料金体系をつくって行っているものと思えます。

○委員（杉山昌行君） そうすると、午前と午後に別団体が借りたときは、1日分の料金を2

回取るといことですか。

○教育長（境 直彦君）　そうです。

○委員（杉山昌行君）　そうですか。いいですけども。大丈夫です。

○委員（今井多貴子君）　何か不思議だ。

○教育長（境 直彦君）　よろしいですか。

○委員（今井多貴子君）　はい。

○教育長（境 直彦君）　ほかにございませんか。

（「ありません」との声あり）

専決第5号 暴力団等の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の一部を改正する条例

○教育長（境 直彦君）　なければ、次に、報告第2号 専決処分の報告についての専決第5号 暴力団等の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の一部を改正する条例についての報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（石井透公君）　それでは、報告第2号 専決処分の報告についてのうち、専決第5号 暴力団等の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の一部を改正する条例について御報告申し上げます。

本報告につきましては、令和3年石巻市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月2日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

本案は、暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例に定める公の施設のうち、石巻文化センター、雄勝グラウンド、石巻市雄勝B&G海洋センター及び石巻市民会館の廃止に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして御説明いたしますので、表紙番号1の9ページ、併せて、表紙番号3、条例等新旧対照表の8ページから9ページを御覧願います。

始めに、第2条第3号は、用語を定義する規定中において、別表に定める号を引用しており

ますが、この後の改正で、別表に定める号の一部を削り、各号が繰り上がりますことから、繰上げ後の号に引用を改めるというものでございます。

次に、別表につきましては、本条例を適用する公の施設を規定しておりますが、当該規定中、廃止する施設を規定する号又は文言を削り、各号を繰り上げるというものでございます。

次に、附則でございますが、本条例の施行期日を令和3年4月1日とするものでございます。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、御質疑等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） よろしいですか。

（「はい」との声あり）

専決第6号 令和3年度石巻市一般会計予算

（教育委員会の事務に係る部分）

○教育長（境 直彦君） なければ、次に、報告第2号 専決処分の報告についての専決第6号 令和3年度石巻市一般会計予算（教育委員会の事務に係る部分）についての報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（石井透公君） それでは、報告第2号 専決処分の報告についてのうち、専決第6号 令和3年度石巻市一般会計予算（教育委員会の事務に係る部分）について御説明を申し上げます。

本報告につきましては、令和3年石巻市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がなく、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月2日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、別冊1の2ページを御覧願います。

予算規模につきましては、令和3年度石巻市一般会計予算の総額が749億円でございます。そのうち教育関係費は78億1,329万6,000円で、前年度と比較し84億264万8,000円の減となっております。

それでは、歳出の総括表から、各項における前年度予算との比較について御説明を申し上げます。

まず、10款教育費、1項教育総務費は、前年度と比較し2,291万6,000円の増となっておりますが、これは主に教育指導奨励費の増額によるものでございます。

次に、2項小学校費は4億3,193万2,000円の減となっておりますが、これは主に小学校建設費及び東日本大震災関係費の減額によるものでございます。

次に、3項中学校費は2億7,486万6,000円の減となっておりますが、これは主に中学校建設費及び東日本大震災関係費の減額によるものでございます。

次に、4項高等学校費は2,924万1,000円の増となっておりますが、これは主に教育振興費の増額によるものでございます。

次に、5項幼稚園費は6,547万9,000円の減となっておりますが、これは主に私立幼稚園関連予算の減額によるものでございます。

次に、6項社会教育費は36億7,074万円の減となっておりますが、これは主に東日本大震災関係費の減額によるものでございます。

次に、7項保健体育費は8,692万5,000円の増となっておりますが、これは主に体育施設費の増額によるものでございます。

なお、11款災害復旧費につきましては、令和2年度で文教施設等災害復旧事業が終了いたしますことから、令和3年度の教育関係費の計上はございません。

それでは、次に続きまして、教育費関係の主な項目について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳出から御説明申し上げますので、30ページを御覧願います。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の説明欄、右側の説明欄の2、教育総務事務費に3,546万円を計上しておりますが、これは学齢簿及び就学援助システムの保守業務委託料のほか各種事務経費を措置したものでございます。

次に、32ページ、3目教育指導奨励費の1、コミュニティ・スクール推進事業費に416万9,000円を計上しておりますが、これはコミュニティ・スクールの導入及び推進に要する経費を措置したものでございます。

次に、2、学力向上マネジメント支援事業費に465万円を計上しておりますが、これはPDCAサイクルに基づく授業改善の実践を行い、小・中学校の学力を底上げするための事業に要する経費を措置したものでございます。

次に、35ページの8、いじめ・生徒指導問題対策費に179万7,000円を、37ページの10、適応指導教室運営費に850万6,000円を、14、不登校児童生徒対策費に13万4,000円を計上しておりますが、これらはいじめや不登校問題等に対応するための経費を措置したものでございます。

次に、戻りまして11の特別支援教育事業に1億3,395万9,000円を計上しておりますが、これは通常学級に在籍する個別支援が必要な児童・生徒に対し、学習指導補助や自立支援補助を行う特別支援教育支援員を配置するための経費を措置したものでございます。

次に、39ページの17、サイエンスラボ事業費に538万6,000円を計上しておりますが、これは児童・生徒が科学への興味関心を持ち、問題解決の力や自然を愛する心情を育てるとともに、教員の理科指導力の向上を図るための事業に要する経費を措置したものでございます。

次に、19、教育支援体制整備事業費に5,610万7,000円を計上しておりますが、これは学校内の換気や消毒など感染症対策により、負担増となる教職員の業務をサポートするスクールサポートスタッフ及び学級担任の業務支援として、提出物の採点補助や授業準備の補助などを行う学習指導員を配置するための経費を措置したものでございます。

次に、41ページの20、学校わくわくプラン事業費に245万4,000円を計上しておりますが、これは子供たちの自己有用感の向上、良好な人間関係を基礎とした学級、学校づくり、小・中学校と地域の連携による活動等を通じて、子供たちのやる気を引き出し、わくわくする学校づくりを実践しながら、主体的な学習者を育成するための事業予算を措置したものでございます。

次に、21、防災教育充実事業費に256万4,000円を計上しておりますが、これは震災の教訓を生かし、本市の実態に即した防災教育を実践するとともに、発達段階に応じた災害対応力の育成と、学校における防災教育の充実に取り組むため、事業に要する経費を措置したものでございます。

次に、22、スクールカウンセラー配置事業費に255万8,000円を、23、スクールソーシャルワーカー配置事業費に1,754万4,000円を、24、震災心のサポート事業費に181万6,000円を、25、緊急スクールカウンセラー等派遣事業費に4,178万9,000円を、26、こどものサポートハウス事業費に1,013万8,000円をそれぞれ計上しておりますが、これらは児童・生徒を始め、教員や保護者、震災で子供を亡くされた御遺族等に対し、カウンセリングや相談活動、学習支援などを実施するための経費を措置したものでございます。

次に、42ページ、6目奨学資金基金費の2、奨学資金基金費に444万円を計上しておりますが、これは震災で両親を亡くした児童・生徒に対し、奨学資金を給付するための経費を措置したものでございます。

次に、44ページ、2項小学校費、1目学校管理費の2、小学校管理費（教育総務課）に1億6,259万8,000円を、49ページの8、被災児童通学支援事業費に1,905万2,000円を、50ページ、3項中学校費、1目学校管理費の2、中学校管理費（教育総務課）に8,061万4,000円、55ページの8、被災生徒通学支援事業費に2,278万9,000円を計上しておりますが、これらは主に遠距離通学の児童・生徒や、通学路の震災関連工事により安全な通学が困難な児童・生徒への通学支援等に係る経費を措置したものでございます。

次に、48ページにお戻り願います。2項小学校費、2目教育振興費の2、小学校教育用コンピューター関係費に2億3,744万7,000円を、54ページ、3項中学校費、2目教育振興費の2、中学校教育用コンピューター関係費に1億4,242万9,000円を、58ページ、4目高等学校費、2目教育振興費の1、高等学校教育用コンピューター関係費に2,822万2,000円を計上しておりますが、これらはGIGAスクール構想により整備したタブレット端末や教育用コンピューター等の維持管理経費を措置したものでございます。

次に、同じく58ページ、1目学校管理費の7、魅力ある学校づくり事業費に350万7,000円を計上しておりますが、これは桜坂高等学校が掲げる品格教育、キャリア教育、学力保証の実践のため、講師派遣や学習支援等に要する経費を措置したものでございます。

次に、64ページ、5項幼稚園費、1目幼稚園費の7、私立幼稚園施設等利用支援事業費に2億9,297万1,000円を、9、私立幼稚園施設型給付事業費に1億5,721万1,000円と計上しておりますが、これらは幼児教育・保育の無償化に伴い、私立幼稚園に支給するための給付費などを措置したものでございます。

次に、66ページ、6項社会教育費、1目社会教育総務費の2、社会教育事務費に402万4,000円を計上しておりますが、これは孤立しがちな保護者や地域とのコミュニケーション、学習の機会等になかなか参加できない保護者や家庭に対する支援を行う家庭教育支援事業の推進に要する経費のほか、各種事務経費を措置したものでございます。

次に、69ページの8、家庭教育学級開設費に98万円を計上しておりますが、これは幼稚園、保育所、小・中学校において、PTAなどと協力し、親の在り方、子育て、子供の心身の成長など、家庭教育に関する学習機会を提供するための事業費を措置したものでございます。

次に、10、協働教育推進事業費に286万3,000円を計上しておりますが、これは地域社会と学校教育の協働による教育活動の実践に要する経費や、自然や文化を活用して地域の理解を深めるふるさと子どもカレッジの事業費を措置したものでございます。

次に、70ページ、2目文化財保護費の1、文化財保護管理費に996万5,000円を計上してお

りますが、これは市内に現存する有形・無形文化財の保護、育成を図る経費のほか、文化財説明板や文化財標柱の建て替えに係る委託料などを措置したものでございます。

次に、2、齋藤氏庭園管理費に1,096万7,000円を計上しておりますが、これは国指定名勝「齋藤氏庭園」の維持管理経費を措置したものでございます。

次に、74ページ、3目公民館費の2、公民館活動費に471万8,000円を計上しておりますが、これは公民館文化祭、市民教養講座、女性教室、成人教室などの各種教養講座や文化活動事業などの地域コミュニティーを推進する事業を展開するために要する経費を措置したものでございます。

次に、4目図書館費の2、図書館活動費に2,692万9,000円を計上しておりますが、これは魅力ある図書資料や情報の収集、提供に努め、図書館サービスの推進に要する経費を措置したものでございます。

次に、76ページ、5目複合文化施設費の1、複合文化施設管理費に2億9,400万円を計上しておりますが、これは施設の指定管理料のほか、開館記念事業等の実施に要する経費を措置したものでございます。

次に、2、博物館運営費に1,452万6,000円を、3、博物館資料調査整理事業費に688万円を計上しておりますが、これは博物館の管理運営、企画展示に要する経費のほか、被災した石巻文化センター所蔵資料及び毛利コレクション資料の調査、整理等に要する経費を措置したものでございます。

次に、82ページ、7項保健体育費、1目保健体育総務費の2、体育奨励費に1,514万3,000円を計上しておりますが、これはいしのみき復興マラソンの開催に要する経費のほか、スポーツ振興に係る各種経費を措置したものでございます。

次に、3、オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業費に30万円を計上しておりますが、これはオリンピック・パラリンピックへの関心を高め、スポーツの価値や効果の再認識を通じ、国際的な視野で世界の平和に貢献できる人材、志を持ち復興を支える人材を育成することを目的に、事業実施校に対し、必要な経費を措置したものでございます。

次に、84ページ、2目体育施設費の4、雄勝体育施設管理費に1,500万円を計上しておりますが、これは本年4月から供用開始となる雄勝体育施設につきまして、指定管理者制度による運営管理を導入するため必要な経費を措置したものでございます。

次に、86ページ、3目学校給食費の1、学校給食センター運営費に6億3,711万2,000円を計上しておりますが、これは学校給食センターの運営に係る各種経費のほか、本年4月から開

始する住吉、河北及び河南学校給食センターの調理業務の委託に要する経費を措置したものでございます。

次に、債務負担行為について御説明申し上げますので、94ページから99ページを御覧願います。

就学ユニットシステム構築及び保守業務など、翌年度以降にわたる業務や借上料等33件について、その期間及び限度額などを設定するものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、4ページにお戻り願います。

1項負担金の6目教育費負担金に633万円を計上しておりますが、これは歳出に計上いたしました視聴覚センター運営費等に係る他市町からの負担金を措置したものでございます。

次に、6ページ、1項使用料の8目教育使用料に6,137万2,000円を計上しておりますが、これは高等学校授業料のほか各種施設使用料を措置したものでございます。

次に、10ページ、1項国庫負担金の3目教育費国庫負担金に5,801万円を、12ページ、2項国庫補助金の7目教育費国庫補助金に1億9,431万4,000円を計上しておりますが、これらは歳出に計上いたしましたスクールバス運行や幼稚園の無償化経費などに対する国庫支出金を措置したものでございます。

次に、14ページ、1項県負担金の4目教育費県負担金に4,959万9,000円、16ページ、2項県補助金の9目教育費県補助金に3億6,123万1,000円、18ページ、3項県委託金の5目教育費委託金に8,160万4,000円を計上しておりますが、これらは歳出に計上しましたスクールサポートスタッフ、学習指導員の配置に係る事業費や、埋蔵文化財発掘調査事業等に対する県支出金を措置したものでございます。

次に、22ページ、1項基金繰入金に合計で1億6,594万円を計上しておりますが、これは歳出に計上しました各種事業に充当する基金繰入金を措置したものでございます。

次に、28ページ、1項市債の7目教育債に1億2,900万円を計上しておりますが、これは歳出に計上しました各種事業に充当するための地方債を措置したものでございます。

以上で教育委員会の令和3年度石巻市一般会計予算に係る専決処分の説明といたします。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、御質疑等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） よろしいですか。

（「はい」との声あり）

専決第7号 指定管理者の指定について

(石巻市雄勝体育施設)

○教育長（境 直彦君） それでは、なければ、次に、報告第2号 専決処分の報告についての専決第7号 指定管理者の指定について（石巻市雄勝体育施設）の報告を受けたいと思います。

雄勝公民館長から説明をお願いします。

雄勝公民館長。

○雄勝公民館長（及川 剛君） それでは、報告第2号 専決処分の報告についてのうち、専決第7号 指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本件につきましては、令和3年石巻市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月2日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものがあります。

本案は、東日本大震災で被災した雄勝B&G海洋センター並びに雄勝グラウンドに代わる施設として、雄勝中心部の伊勢畑地区に石巻市雄勝体育施設として新たに雄勝体育館、雄勝多目的運動広場並びに雄勝艇庫の3施設を新設、移転工事が進められており、それらの施設の管理運営を指定管理により行うこととし、その指定についてでございます。

それでは、内容につきまして御説明いたしますので、表紙番号1の11ページを御覧願います。

本案につきましては、石巻市雄勝体育施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めようとするものであります。

雄勝体育施設につきましては、本年4月1日から供用を開始するに当たり、施設の管理運営について、効果的かつ効率的に運営することを目的として、石巻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定により、公募により指定管理を選定し、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を指定期間として指定管理者の指定を行おうとするものでございます。

指定管理者の選定に当たりましては、公募したところ1団体から申請があり、5名による石巻市雄勝体育施設指定管理者候補者選定委員会を開催し、審査した結果、公益社団法人MORIUMIUSを候補者と選定し、指定管理者として指定するようするものでございます。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、御質疑はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） よろしいですか。

（「はい」との声あり）

報告第3号 専決処分の報告について

専決第8号 令和2年度石巻市一般会計補正予算（第10号）

（教育委員会の事務に係る部分）

○教育長（境 直彦君） なければ、次に、報告第3号 専決処分の報告についての専決第8号 令和2年度石巻市一般会計補正予算（第10号）（教育委員会の事務に係る部分）についての報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（石井透公君） それでは、報告第3号 専決処分の報告についてのうち、専決第8号 令和2年度石巻市一般会計補正予算（第10号）（教育委員会の事務に係る部分）について御説明を申し上げます。

本報告につきましては、令和3年石巻市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月16日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

今回の補正予算は、国の第3次補正予算の成立に伴い、令和3年度に実施予定であった事業を前倒して実施する経費のほか、各種事業の執行状況等に基づく整理、国庫補助金等の確定に伴う歳入予算の整理などを行ったものでございます。

それでは、別冊2の1ページから3ページを御覧願います。

歳入歳出予算の補正前の額から歳入歳出それぞれ7億1,573万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億9,461万4,000円とするものでございます。

それでは、まず歳出から御説明申し上げますので、20ページを御覧願います。

なお、執行残などの整理や国庫補助金等の確定などに伴う財源振替につきましては、主なものを除き説明は省略させていただきますので、あらかじめ御了承を賜りたいと存じます。

また、説明の欄、事業名称の（新型コロナウイルス対策分）につきましては、当該部分の読み上げを省略させていただきますので、こちらにつきましても御了承を賜りたいと存じます。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育指導奨励費の1、教育指導奨励費で1,515万2,000円の減となっておりますが、これは主に新型コロナウイルス感染症による各種大会等が中止になったことから、遠征費を補助する小中学校体育文化活動補助金等の事業予算を減額するものでございます。

次に、26ページ、2項小学校費、1目学校管理費の7、小学校衛生環境対策事業費で1億3,256万4,000円の減、30ページ、3項中学校費、1目学校管理費の6、中学校衛生環境対策事業費で2,188万円の減となっておりますが、これらは学校の手洗い水栓の自動化工事において、入札差金が発生したことによる減額でございます。

次に、3目学校建設費の3、河北中学校屋内運動場改修事業費で8,887万5,000円を計上しておりますが、これは国の第3次補正予算成立に伴い、令和3年度に実施予定であった当該事業を前倒しで実施するため、工事請負費等を措置したものでございます。

次に、36ページ、5項幼稚園費、1目幼稚園費の5、幼児教育施設等従事者慰労金給付事業費に826万9,000円を計上しておりますが、これは新型コロナウイルスへの感染リスクを抱えながらも、使命感を持って幼児教育の継続に努めた幼児教育施設職員に対し、慰労金を支給する事業予算を措置したものでございます。

次に、38ページ、6項社会教育費、3目公民館費の2、旧蛇田公民館解体事業費で680万8,000円を計上しておりますが、これは解体工事の工期の延長に伴い、工事請負費を増額したものでございます。

次に、5目複合文化施設費の1、複合文化施設管理費で300万円を計上しておりますが、これは石巻市博物館で6月から実施予定の展示イベントの開催に向け、実行委員会で交付する補助金を措置したものでございます。

次に、12目遊楽館費の1、遊楽館管理費で202万1,000円を計上しておりますが、これは遊楽館屋根の改修工事に伴い、室内プールが休業となりますことから、指定管理者の利用料減収分を指定管理料の増額分として措置したものでございます。

次に、46ページ、11款災害復旧費、4項その他公共施設・公用施設災害復旧費の1目その他公共施設災害復旧費で1億8,604万円の減を行っておりますが、これは雄勝体育施設災害復

旧工事費等において、入札差金が発生したことによる減額でございます。

次に、継続費について御説明申し上げますので、48ページを御覧願います。

複合文化施設災害復旧事業については財源の整理、雄勝地区体育施設災害復旧事業につきましては、事業完了に伴い、総事業費が確定したことによる継続費の変更でございます。

次に、繰越明許費について御説明申し上げますので、50ページを御覧願います。

河北中学校屋内運動場改修事業のほか3事業につきましては、事業実施のスケジュール上、年度内に完了しないため、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、債務負担行為について御説明申し上げますので、52ページを御覧願います。

雄勝体育施設管理運営業務につきまして、本年4月から指定管理による運営を行うため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、歳入につきましては、事業費の確定に伴う国庫支出金の決定など、歳出予算と連動した整理がほとんどでありますので、それ以外の主な事項について御説明を申し上げます。

それでは、6ページにお戻り願います。

14款国庫支出金で合計で5億1,405万4,000円を減額しておりますが、これは各種事業の確定や補助内示等に基づく整理を行うものでございます。

次に、8ページから11ページの15款県支出金で、合わせまして7,494万円を減額しておりますが、これらにつきましても、各種事業費の確定や補助内示等に基づく整理を行うものでございます。

次に、12ページ、17款寄附金、1項寄附金に218万8,000円を増額しておりますが、これは東日本大震災に伴う学校教育に関する寄附金及び（仮称）市民文化ホール建設費寄附金等を措置したものでございます。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、御質疑等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

第5号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

○教育長（境 直彦君） なければ、審議事項に入ります。

第5号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

雄勝公民館長から説明をお願いします。

雄勝公民館長。

○雄勝公民館長（及川 剛君） それでは、審議事項の1、第5号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

本案は、東日本大震災で被災した石巻市雄勝公民館並びに石巻市図書館雄勝分館を、雄勝中心部の下雄勝地区に、新たに石巻市雄勝総合支所との複合施設として新築移転工事が進められており、令和3年3月22日より供用開始することに伴い、本規則の一部を改正するものでございます。

それでは、内容につきまして御説明いたしますので、表紙番号1の16ページ並びに表紙番号3、条例等新旧対照表の10ページを御覧願います。

今回改正する規則につきましては、本規則のうち、第24条第1項の表のうちの石巻市雄勝公民館の項及び第25条第1項の表のうちの石巻市図書館雄勝分館の項の中の位置を、共に「石巻市雄勝町雄勝字寺4番地4」を「石巻市雄勝町雄勝字下雄勝12番地42」に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、本規則の施行期日を令和3年3月22日とするものでございます。

以上のとおりでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、御質疑等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） よろしいですか。そのほかもございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） ないようでしたら、第5号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 異議がありませんので、第5号議案については原案のとおり可決いたします。

第6号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

○教育長（境 直彦君） 次に、第6号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域

に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（石井透公君） それでは、ただいま上程されました第6号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について御説明を申し上げます。

表紙番号1の17ページ、併せて通し番号3の新旧対照表11ページから12ページを御覧願います。

今回の改正につきましては、石巻市上釜南部地区被災市街地復興土地区画整理事業の換地処分に伴い、新たに設定される住所「新館南、浦屋敷南、明神南」を釜小学校の通学区域に割り当てるものでございます。当住所地は、既に釜小学区としております中浦二丁目、中屋敷二丁目、門脇字浦屋敷等の一部であったことから、通学区域を同じく釜小学区とするものでございます。

また、住居表示が廃止となる「門脇字下鷲塚」を削除するものでございます。

なお、青葉中学校の通学区域についても、併せて改正しようとするものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を規定したものであり、令和3年3月27日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、御質疑等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） ないようでしたら、第6号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 異議がありませんので、第6号議案については原案のとおり可決いたします。

第7号議案 石巻市学校施設整備保全計画について

○教育長（境 直彦君） 次に、第7号議案 石巻市学校施設整備保全計画についてを議題と

いたします。

学校管理課長から説明をお願いします。

学校管理課長。

○学校管理課長（今野順子君） ただいま上程されました第7号議案 石巻市学校施設整備保全計画について御説明申し上げます。

表紙番号1の18ページ及び別冊3、石巻市学校施設整備保全計画についてを御覧いただきます。

石巻市学校施設整備保全計画につきましては、平成30年度に教育委員会の委員会内に検討組織を立ち上げたほか、令和元年度に業者委託を行い、各学校の老朽化状況調査などを行いながら、計画案に盛り込む内容について検討を行ってまいりました。このたび計画案がまとまりましたので、教育委員会定例会に上程させていただくところでございます。

計画案は、文科省で作成した学校施設の長寿命化計画策定に係る手引に示されている考え方や計画に盛り込むべきとされている内容に準拠しながら作成したものであり、第1章から7章までで構成されております。また、計画案を作成するに当たって実施した施設の老朽化状況調査やコスト試算については、文科省から示されている方法により実施したものとなっております。

それでは、計画案の内容について説明させていただきますので、石巻市学校施設整備保全計画概要版及び計画案の1ページを御覧ください。

第1章は、学校施設整備保全計画の背景・目的についてでございます。

計画策定の背景・目的についてですが、学校施設の多くは老朽化が進んでおり、今後、更新時期を迎えることとなり、多額の更新費用を要する見込みとなります。

一方、学校施設に求められる要求水準は年々高くなっており、求められる機能の充実と維持管理、更新等の適切な実施、トータルコストの縮減と予算の平準化を図るために、本計画を策定するものとしております。

計画の位置付けは、国のインフラ長寿命化基本計画及び本市が策定した石巻市公共施設等総合管理計画に基づき、ほかの計画と整合性を図りながら、学校施設の個別施設計画として策定するものでございます。

計画期間は令和3年度から令和37年度までの35年間の計画としております。

概要版と併せて、計画案の3ページを御覧ください。

計画の対象施設は、小学校33校、中学校19校、高等学校1校、給食センター4施設、教員

住宅2施設の59施設150棟としており、計画案3ページ以降に対象施設の一覧を掲載しております。

概要版と併せて、計画案10ページを御覧いただきます。

第2章は学校施設の目指すべき姿について記載しております。

本計画において、学校施設の目指すべき姿は、安全に安心して過ごせる施設、快適に過ごせる施設、地域とともにある施設としております。また、学校施設の目指すべき姿を実現する上で、モデルとなり得る事例として、計画案の11ページ及び12ページで北上小学校の事例を紹介しております。

概要版の2ページ目と併せて、計画案の13ページ目を御覧ください。

第3章は、学校施設の実態について記載しております。

児童・生徒数及び学級数は、合併時より減少傾向にあり、東日本大震災後は大幅に減少し、今後も減少することが見込まれています。

計画案16ページには、施設の運営状況・活用状況について、計画案の20ページには、維持管理経費の推移について記載しております。20ページに、平成26年度から平成30年度までの5年間の維持管理経費の推移のグラフを掲載しておりますが、5年間の維持管理経費の年平均は17.5億円となっております。

概要版と併せて、計画案の22ページを御覧ください。

計画案22ページの下段に、学校施設の築年別整備状況のグラフを掲載しておりますが、総延べ床面積26.9万平方メートルの約7割に当たる19.9万平方メートルが築後30年以上経過し、老朽化が進んでいる状況となっております。

概要版の3ページと計画案の23ページを御覧ください。

学校施設の老朽化状況を把握するため、構造躯体と構造躯体以外の部分について老朽化状況の調査を行いました。

構造躯体については、計画案23ページに掲載しております文科省が定めた長寿命化の判定基準及び判定フローにより、長寿命化改修の可否について判断したところ、全150棟中123棟が長寿命と判断されました。

計画案の24ページを御覧ください。

構造躯体以外の部分については、目視等により調査し、屋根、屋上、外壁、内部仕上げで、広範囲の劣化又は早急に対応が必要なCとDの評価とされたものが3割を超える結果となりました。そのほか、電気設備では約2割、機械設備では約3割について、劣化が著しい状況とな

っております。

なお、劣化状況の実際の評価例を、計画案の26ページから31ページに、構造躯体の評価結果の一覧を33ページから37ページに、構造躯体以外の部分の評価結果の一覧を38ページから43ページに掲載しております。

概要版の4ページと計画案の44ページを御覧ください。

第4章は、学校施設整備の基本方針について記載しております。

保全計画の基本方針については、石巻市公共施設等総合管理計画における基本方針を踏まえ、学校施設の安全確保、予防保全に基づく長寿命化の推進、現代の社会的ニーズに対応した施設整備の実施としております。

概要版と併せて、計画案の45ページを御覧ください。

改修等の基本的な方針は、長寿命化の方針、予防保全の方針、目標使用年数と改修周期の設定としております。

長寿命化の方針は、長寿命化に適さない場合を除き、改築より工事費が安価で工期が短く、廃棄物や二酸化炭素の排出量が少ない長寿命化改修への変換を図ることとしております。

予防保全の方針は、損傷が軽微な早期の段階から予防的な修繕等を実施し、突発的な事故や費用発生を減少させ、費用の平準化とトータルコストの縮減を図ろうとするものです。

目標使用年数については、日本建築学会の考えに基づき、校舎、体育館を80年、給食センターを30年、教員住宅を50年と設定しております。

改修周期については、設定した目標使用年数まで建物を使用するための改修周期を設定しております。本計画では、竣工から20年目に大規模改造、40年目に長寿命化改修、その20年後に大規模改造を行い、築80年目で改築を行うというサイクルを設定しております。

概要版4ページの下に掲載している図と、計画案の47ページの図は、長寿命化へ転換を図った場合のイメージ図となります。

概要版の5ページと計画案の48ページを御覧ください。

児童・生徒にとって安全・安心な環境整備を図るため、長寿命化改修を実施するに当たっての整備水準を、部位別と機能別に設定しております。

整備水準の策定に当たっては、部位別は耐久性の向上、機能別は機能性の向上を目的としたものとしております。耐久性の向上としては、コンクリートの劣化を防ぐ対策、防水層の維持、改修、外壁のひび割れや浮きへの対策などを行います。また、機能性の向上としては、トイレの洋式化や床の乾式化といった生活環境の向上、LED照明の採用などの省エネルギー化、手

すりの設置や段差解消などのバリアフリー化、そのほか避難所として校舎や体育館を使用することを想定した整備などを行うこととしております。

なお、整備水準の詳細については、計画案の48ページから54ページに掲載しております。

概要版の6ページと計画案の60ページを御覧ください。

第5章では、築40年から50年で改築を行う従来型から、建物を長もちさせ、目標使用年数まで建物を使用する長寿命化型へ転換を図った場合のコストシミュレーションを行っております。

計画案60ページの上段に、従来の改築中心のコストシミュレーション、下段に、長寿命化型へ転換を図った場合のコストシミュレーションのグラフを掲載しておりますが、長寿命化型へ転換を図った場合、改築中心の場合と比較すると、40年間の総額で496億円、年平均で12.5億円削減できる見込みとなりました。

ただし、シミュレーションのグラフ中の赤い線が、過去の施設関連経費の年平均額17.5億円のラインとなりますが、現状の施設規模のままだと、過去の施設関連経費の平均額17.5億円を大きく上回る結果となります。このため、施設の統廃合や複合化、減築などの面積の圧縮のほか、国庫補助の活用などコスト負担を軽減させる方法を検討していく必要があります。

概要版と併せて、計画案の61ページを御覧ください。

施設整備の優先順位付けについては、築年数や建物の劣化状況調査の結果から、優先順位点数を算出し、この優先順位点数が低い建物を優先して整備を行うこととしております。優先順位点数は、建物の築年数を相対的に評価した築年度点数と、劣化状況調査により評価した健全度点数を合算した点数であり、200点満点の数値となります。

優先順位点数が50点未満の建物を、最も優先度の高い優先度1としたところ、優先度1となった建物は、150棟中5棟という結果になりました。次に優先度の高い優先度2は、優先順位点数が50点以上99点未満の建物で、150棟中50棟となりました。

なお、計画案の62ページから69ページにも、施設整備の優先順位表を掲載しております。

概要版の7ページと計画案の75ページを御覧ください。

第6章では、令和3年度から令和7年度までの今後5年間に行う施設整備の年次計画を掲載しております。

この整備計画は、施設整備の優先順位付けの考え方に従い、優先度の高い施設から整備を行うものとして作成しております。整備計画に掲載した事業は、石巻市総合計画実施計画に登載して進めていくこととしております。また、表中の学校名を赤字で表示している学校は、学区

再編計画によって統合について検討とされている学校です。

なお、整備計画に掲載している事業は、今後の市の財政状況や学校統廃合の検討状況等による事業の中止や延期を行う場合があります、適宜、計画の見直しを行っていくこととしております。

概要版の8ページと計画案の77ページを御覧ください。

第7章の整備保全計画の継続的運用方針について記載しております。

効率的かつ効果的に施設整備を進めていくためには、計画の策定だけではなく、計画に基づいた適切な改修、維持修繕の実施、整備による効果の検証や改善点及び課題の整理、次期計画への反映といったメンテナンスサイクルの確立や建物ごとの工事履歴などをまとめた情報基盤の整備と活用のほか、企画部門、財務部門、営繕部門といった関係部署との推進体制の整備、保全計画の更新や点検結果を考慮した改修等の計画の見直しといったフォローアップを行っていくこととしております。

説明は以上となります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、御質疑等はございませんか。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） 62ページの施設整備優先順位表の優先順位1から5に前谷地小学校が屋内運動場が入っているのですけれども、健全度点数は14とかなり低く、優先順位点数が33ということで、かなり差し迫った状況に見えたのです。やはりと思いました。かなり古く、かなり傷んでいるということは、地元ですのでよく分かっていたのです。

それで、では工事にいよいよ入れるのかと思えば、概要版の7ページでは、須江小学校屋内運動場の計画が先に入ってくるのです。順位からすると、須江小学校より前谷地小学校の方が健全度が低いので、前谷地小学校から入るべきではないかと思ったのですが、これは生徒数とかそういうことも加味されているのでしょうか。それを知りたかった。

5年計画の中の最初の令和3年度に須江小学校の計画が入っているのです。危険度数が高い前谷地小学校は、その1年遅れで進むわけですね。これは生徒数が影響しているのか、何で変わったのか。

○教育長（境 直彦君） 62ページと75ページの結果と整備計画との差異についてです。

学校管理課長。

○学校管理課長（今野順子君） 今、委員がおっしゃったように、点数としては前谷地小学校の方が低く、須江小学校の方が若干高い状況ではあるのですけれども、この点数だけが反映さ

れているというわけではなく、これにいろいろなことが加味されて、この工事設計の年次計画にはなっております。

○委員（今井多貴子君） いろいろとは何だったのかと思って。須江小学校もかなり古いことは分かっているのですけれども、優先順位や点数などをわざわざ調べてこの表が出来ているのにも関わらず、ここはなぜ入れかわっているのかなという、その事情がよく読めなかったのです。

生徒数というのであれば何となく分かるのですけれども。前谷地小学校が絶対的に須江小学校より児童数が少ないわけですから、そういうことも加味した上で、5年度計画が図られたのかなと、その辺が知りたかったのです。

○教育長（境 直彦君） 学校管理課長。

○学校管理課長（今野順子君） 申し訳ありません。そここのところについては詳細なカルテが150施設分、1つの棟に対して1つずつあるのですけれども、今手元にありませんので、それを確認してお答えしたいと思います。須江小学校の調査を昨年しているので、計画を早めているのかもしれないと思いますが、それを確認してお答えしたいと思います。

○教育長（境 直彦君） 令和2年度から計画しているからというだけではないのですか。

これは、令和3年度からの記載ですが、令和2年度に何があったのかというのは分かりません。

○学校管理課長（今野順子君） すみません。そこも含めて、後ほどお答えしたいと思います。

○教育長（境 直彦君） 62ページの結果が生かされていないという指摘が出てきています。

どうしますか。

○学校管理課長（今野順子君） 今、確認しますので、確認する時間をお願いします。

○教育長（境 直彦君） では、休憩に入ります。

（休 憩）

○教育長（境 直彦君） それでは、再開します。

学校管理課長。

○学校管理課長（今野順子君） お待たせしてすみませんでした。

須江小学校につきましては、この保全計画を立てる以前に耐力度調査の方を既に終わらせておりまして、その調査を生かして先に令和3年度に入れさせていただいております。次の年度からは前谷地小学校を入れて、この保全計画を踏まえて進めていくということでございます。

○教育長（境 直彦君） 1年に1校しかできない理由があるのですか。

つまり、前谷地小学校がこのような状況であれば、令和3年度に前谷地小学校の調査を行い、令和4年度に須江小学校と前谷地小学校の2つを設計して、令和5年度に2つの工事ができないのかということはどうなのですか。

学校管理課長。

○学校管理課長（今野順子君） 須江小学校の調査はしておりますものの、昨年とその前のエアコンの工事などで後ろにきているというところもございます。今回立てた保全整備計画もこのとおりにいくのはなかなか難しいというところですので、1年間に手掛ける学校数を増やしたいところですが、財政部門とのかなり厳しい調整が必要かというところです。

○教育長（境 直彦君） ほかにございませんか。

杉山委員。

○委員（杉山昌行君） 80年というと、気が遠くなりそうで想像が付かないのですが、人口、児童・生徒数がどこまで減るのかという80年先までのグラフはないので、47ページのこの改築中心のイメージと長寿命化のイメージの図は80年後ぐらいまで載っていますが、ほかは大体令和40年ぐらいまでの予想のグラフしかなくて、80年後というところかなり人口が減って少子化も進み、恐らく学校の統廃合ももっと進むと思うのですが、80年後ぐらいまでの学校統廃合の予測までした上でこの計画なのかどうか。恐らくその頃には長寿命化しなくてもいいような建物もかなり出てくるのかなという予想がされるのですが、その辺はどうでしょうか。

○教育長（境 直彦君） 学校管理課長。

○学校管理課長（今野順子君） この保全計画自体が35年の計画でありまして、その中で、例えば学校であれば80年、給食センターであれば30年というように延命させるということなので、そこは35年の計画の中で、5年ごとに見直しを行っていくことにしております。

○委員（杉山昌行君） なるほど。

○教育長（境 直彦君） よろしいでしょうか。

○委員（杉山昌行君） 恐らく最終的に必要となくなる建物にも、それまではお金をかけなくてはならないということですね、つまり。分かりました。

○教育長（境 直彦君） そのほかございませんか。

遠藤委員。

○委員（遠藤俊子君） この計画は、50年、40年前に建てられた校舎が多くなってきたということで立てられたわけですが、今までは各学校から改修をお願いしたいとか、そういうようなことで、どこから取りかかるかという形で進めてきたけれども、今度は計画的に進めるため

に、このような年次計画を立てられたということによろしいのですよね。

○教育長（境 直彦君） 学校管理課長。

○学校管理課長（今野順子君） 今までも、平成27年に職員が調べて全部の施設を見て回り、独自の老朽化対策の計画を立て、その優先順位で進めてきてはいました。

今回この保全計画を策定したというのは、国から、令和2年度末までに計画を立てて、しっかり整備を進めていくようにと、ある時期、年度で整備をしていく中で、高いコストの年があったりというようにならずに平準化させて、各低コストで進めるような計画を立てなさいということがあり、全国的に市町村が計画をつくり、それで国からの補助をもらうようになるというところ。市町村によって、つくったところもありますし、本年度の3月末までにこれをしっかりとつくり、独自の個別計画もありましたが、みな同じ土台で計画をつくるということでもあります。

○教育長（境 直彦君） よろしいですか。

○委員（遠藤俊子君） 数値化されていて、とてもそういうところはいいのですが、先ほどの話のように、調査と計画が必ずしも連動しているというわけでもないわけですね。更に優先順位があつて。これが各校に配布された場合に私が学校にいたとすれば、自分の学校はどうかと、やはりチェックしていきますよね。ですから、先ほどのように、どうして自分の学校は優先度が高いはずなのにとということが、各学校や施設で絶対出てくると思うのです。

ですから、数値化されている良さと、数値化されているがゆえに、それだけでは言い切れない部分が出てくるといふことも、学校側や、そういう現場では押さえておかななくてはならないのかなというように、その辺の説明を詳しくしていただければと思いました。それから、このようにA、B、C、Dの破損状況とありますよね。今、振り返ってみると、ああ、あの学校のあれはCだったのだな、Dだったのだなという。現場にいと、もう切実なわけ。ですから、学校管理課にお願いしますと言うけれども、ああ、これはまだBの程度だったのだというように、今こうして見せられると思ったりもします。映像でこのように基準がしっかりしているとか数値化されているという点のいいところだけでも、それだけでは結局、予算が関係していることだったりもするので、そういうところは割と分からないわけですね、自分の現場しか見ていないので。ですから、そういう意味では、その辺の説明というか、そういうことを分かりやすくしていただくと、とてもありがたいと、この計画を見て感じましたので、よろしくをお願いします。

○教育長（境 直彦君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

(「ありません」との声あり)

○教育長(境 直彦君) ないようでしたら、第7号議案 石巻市学校施設整備保全計画については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○教育長(境 直彦君) 異議がありませんので、第7号議案については原案のとおり可決いたします。

その他

○教育長(境 直彦君) 審議事項を終了し、その他に入ります。

委員の皆様からございませんでしょうか。

(「ありません」との声あり)

○教育長(境 直彦君) なければ、各課長方からございませんか。

学校教育課長。

○学校教育課長(山内芳明君) 昨年12月の教育委員会第12回定例会におきまして、石巻市立学校の教職員のストレスチェックについて、公立学校共済組合から届いた分析レポートの概要を御報告いたしました。改めて全体的な概要を端的に申し上げますと、今年度は仕事に対する心理的あるいは身体的負担感はややあるものの、働きがいのある職場で、上司の支援や同僚との良好な関係の中で仕事をしている職員が多いと捉えることができるという報告をさせていただきました。

2月に入り、集団分析結果報告書が届きましたので、概要を報告いたします。

石巻市の対象者978名中、回答者は871名、実施率は89.1%で9割の回答がありました。その中で、いわゆる高ストレス者の割合は10.6%、およそ1割とありましたが、面接希望者はありませんでした。

ストレスの要因を全体的に見ますと、上位三つは事務的な業務量、対処困難な児童・生徒への対応、そして同僚との人間関係、この順に高い結果となりました。また、就労時間が長くなるに従ってストレスが上昇するという結果になっており、小・中・高の校種による大きな差はございませんでした。また、高等学校では、通勤時間の長さが主なストレス要因の一つとして挙げられています。

さらに、高ストレス者のストレス要因を見ますと、第1位は、小学校では同僚との人間関係、

中学校・高校では対処困難な児童・生徒への対応でした。昨年度と比較した要因については、大きな差異は見られませんでした。

高ストレスの状態が、イコール、メンタルヘルスの不調という状態ではありませんが、高ストレスの状態が続くということは、心の健康にとっては良い状況と言えませんので、高ストレスの状態を緩和することが必要になるかと思えます。

3大要因の一つ、事務的な業務量の部分につきましては、各学校において事務処理の効率化を進めているところです。また、今年度はスクールサポートスタッフを希望する学校に配置しており、次年度も継続していく予定です。

二つ目の要因としての対処困難な児童・生徒への対応につきましては、やはり特別な支援を必要とする児童・生徒への対応について、担任1人に任せずチームとして対応することと、特別支援教育支援員や学習支援員、またスクールサポーターなどの配置を行って、教員以外の人員による児童・生徒への支援を継続していく予定でございます。

最後、三つ目の同僚との人間関係の部分につきましては、本市の校長会議や教頭会議等で風通しのよい職員室づくりをお願いするとともに、教職員の中に相談担当者を置いたり、あるいは初任層の教員の相談役となるメンターを置くなどして、ストレスが深刻になる前の対応をお願いしているところでございます。

わたくしからの報告は以上でございます。

○教育長（境 直彦君） よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○教育長（境 直彦君） そのほかございませんか。

学校管理課長。

○学校管理課長（今野順子君） 令和3年2月13日深夜に起きました福島県沖を震源とする地震により被害を受けた河南学校給食センターの状況について御報告いたします。

河南学校給食センターは、地震の強い揺れにより、調理室内天井の一部崩落や空調設備の配管が外れるなどの被害がございました。14日の次の日の夕方には、業者に現場の確認をしてもらい、15日から19日にかけて仮復旧作業と清掃、準備等を実施したため、この期間、河南地区の小・中学校8校への給食提供を止めなければならない状況になりました。給食の提供については、予定どおり2月22日から再開しております。

今後は、今年度中に修繕のできる箇所については土日等を実施し、調理室内の天井の復旧については期間を要するため、業者と協議をしながら、令和3年度に実施する予定としておりま

す。

以上です。

○教育長（境 直彦君） 質問よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） そのほかございませんか。

桃生公民館長。

○桃生公民館長（須藤智之君） 桃生公民館から、2月13日の地震に係る被害の情報で、図書館分館の休止につきまして報告をさせていただきたいと思います。

桃生公民館に併設されています図書館桃生分館が、地震により、天井材と柱の接合部分に亀裂が生じまして、天井材の落下とガラス製の防煙壁が破損したということで、現在、桃生分館につきましては休止とさせていただいております。

今後につきましては、現在、総合支所も含めまして復旧の方法等、業者と調整しており、復旧の見込みについては、今のところ分からない状態であります。

現在、図書館分館の対応といたしましては、貸出し済みの図書や予約本の受け取りにつきまして、公民館窓口の方で対応しております。

以上であります。

○教育長（境 直彦君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○教育長（境 直彦君） ないようでしたら、次回の定例会の日程についてお願いします。

事務局、お願いします。

○事務局（阿部 潤君） 次回、3月の定例会につきましては、3月29日月曜日、午後1時30分から開催する予定でございます。場所につきましては、市役所本庁舎4階、庁議室で開催いたします。よろしく願いいたします。

○教育長（境 直彦君） 以上をもちまして、本日の定例会、長時間にわたりありがとうございました。終了いたします。

御苦労さまでした。

午後 7時00分閉会

教 育 長 境 直 彦
署 名 委 員 遠 藤 俊 子